

北九州市エコタウンセンター管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市エコタウンセンター条例（平成13年北九州市条例第23号。以下「条例」という。）及び北九州市エコタウンセンター条例施行規則（平成13年北九州市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、北九州市エコタウンセンター（以下「センター」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用者)

第2条 施設の使用者（以下「使用者」という。）は、廃棄物等の再資源化等に関する学習及び交流並びに環境の負荷の低減に資する技術の研究、製品の開発等の活動を行うことにより、循環型社会の形成に資することを目的として使用するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(使用申請)

第3条 施設の使用を希望するもの（以下「使用希望者」という。）は、原則として、あらかじめ「北九州市エコタウンセンター使用申請書」（様式1号から様式5号）を市長（条例第8条に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用の許可を行わせるときは、指定管理者。以下次条及び第9条第1項において同じ。）に提出しなければならない。

(諾否の決定及び使用許可の通知等)

第4条 市長は第3条の申請があったときは必要な審査を行い、申請の諾否を決定するものとする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて使用を許可することができる。

3 市長は、使用を許可したときは、すみやかに「北九州市エコタウンセンター使用許可書」（様式6号から様式10号）を交付するものとする。

4 使用者は、使用を開始するとき、第3項の使用許可書を提示しなければならない。

(使用の取りやめ)

第5条 施設の使用を取りやめようとする者は、「北九州市エコタウンセンター使用取りやめ申請書（様式11号）を市長に提出しなければならない。

(使用料の適用)

第6条 使用料は、条例または規則に定める額を支払うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

2 条例第6条及び前項ただし書の規定に基づき、別表に定めるところにより、使用料を減免する。

3 使用料の減免を受けようとする者は、「北九州市エコタウンセンター使用料減免申

請書」(様式12号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

4 市長は、減免を許可したときは、すみやかに「北九州市エコタウンセンター使用料減免許可書」(様式13号)を交付するものとする。

5 条例別表「備考」の「営利を主たる目的としない使用」の適用を受ける者は以下の者とする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体及びその他公共団体
- (3) 公共的団体
- (4) その他市長が特に必要があると認めたる者

(使用料の納付)

第7条 使用希望者は、使用許可の際、条例及び規則の定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

2 前項のただし書の規定により使用料を後納しようとする者は、「北九州市エコタウンセンター使用料後納願」(様式14号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 市長は、後納を許可したときは、すみやかに「北九州市エコタウンセンター使用料後納許可書」(様式15号)を交付するものとする。

4 第1項に係わらず月もしくは年単位で施設を使用する者については、毎月上旬に発行する請求書に基づき前月分を請求日から30日以内にまとめて支払うものとする。

(光熱水費等)

第8条 月もしくは年単位で施設を使用する場合における光熱水費及び事務室を使用する場合における共益費は、使用者の負担とする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

2 光熱水費は、使用者ごとにメーターを設置して使用料を徴収する。ただし、これにより難しい場合は、面積等を算定基礎として金額を定める。

3 共益費は、共用部分にかかる経費(設備保守・清掃・警備委託費)及び光熱水費を、面積等を算定基礎として、定めた金額を徴収する。

4 光熱水費等の納付については、第7条第4項の規定のとおりとする。

(使用許可の不承認、取り消し等)

第9条 市長は、次の各号の一に該当するときは、施設の使用を許可せず、使用の許可をした場合においても使用の許可を取り消し、または使用を停止させることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、または善良の風俗を害する恐れがあるとき。
- (2) センターの設置目的に反する使用であると認めるとき。
- (3) 使用する権利を譲渡し、または転貸したとき。
- (4) 建物、施設、設備等をき損する恐れがあるとき。
- (5) 犯罪行為または犯罪行為を讃え、あおり、そそのかす等の行為があると認め

られるとき。

- (6) 危険物を伴う使用であるとき。
- (7) 偽りその他不正な手段で許可を受けたとき。
- (8) 施設管理者の指示に従わないとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (10) 県警察からの通報もしくは県警察への照会等により、暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したとき。
- (11) その他、管理上支障があると認めるとき。

2 前項の規定に基づく使用の許可の取り消しまたは使用の停止によって、使用者が受けた損害については、市（指定管理者が使用の許可の取り消し又は使用の停止を行うときは指定管理者。）は賠償の責めを追わない。

（設備等の制限）

第10条 使用者は、特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（職員の立ち入り）

第11条 使用者は、施設管理者が職務上立ち入るときは、これを拒むことが出来ない。

（委任）

第12条 この要綱の施行に関し、必要な事項は環境局長が別に定める。

付則

この要綱は、平成13年6月27日より施行する。

付則

この要綱は、平成15年7月30日より施行する。

付則

この要綱は、平成16年2月 9日より施行する。

付則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

付則

この要綱は、平成23年3月18日より施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

付則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

付則

この要綱は、令和元年5月1日より施行する。

別表

区 分	減免の対象となるもの	減免率
市が主催する行事に使用する場合	セミナールーム(A, B, C, D, E)、 休憩室、実験室、事務室、 実験槽、映像設備、音響設備、 廃水処理設備	100%
市が共催する行事に使用する場合	上記に同じ	50%